就実大学実験動物施設における緊急時対応マニュアル

令和３年６月１日

本マニュアルは、就実大学内で動物実験に携わる全ての人を対象とし、就実大学実験動物施設及び動物実験を行う区域に適応する。地震・火災等の緊急時には本マニュアルに準じた対応を執り、本マニュアルに記載なき事項についても、「就実大学・就実短期大学防火・防災マニュアル」に則った対応を執る。

Ｉ．動物実験施設利用者の対応

1) 身体の安全確保を行い、災害規模が小さければ初期消火等を行う。

2) 飼育作業中及び実験中の動物への対応

原則： 災害発生時には動物が飼育室あるいは実験室の外に逃亡しないよう万全を期す。

- 実験中及び飼育作業中等の動物はケージに収容し、床あるいは飼育棚に戻す。
- 麻酔下で手術中に災害が発生し、直ちに放置して避難が必要な場合、当該動物については安楽死する。

3) 使用中の機器への対応

- 運転を緊急停止する。

4) ガス･電気・水道・酸素への対応

- 直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

5) 飼育室・実験室からの脱出

- 脱出時には動物の逃亡がないよう必ず扉を閉める。

6) 災害発生の通報

- 大声で周囲に事態を知らせる。
- 勤務時間内であれば実験動物管理者に連絡する。管理者不在の場合は薬学分室職員に連絡する。

7) 動物実験施設外への脱出

原則：施設から避難時は、動線に拘らず最善の避難経路を選択する。

- 施設外へは、近くの非常口を使用して脱出する。
- 脱出時には開けた扉は閉める。

8) 管理者への状況報告

- 速やかに、実験中の動物に対する対応及び脱出経路について報告する。

9) 災害後の機器の点検

- 建物の安全確認後、各研究グループが所有している機器を点検し、正常運転が不能な場合は施設外に持ち出す。
- 施設内の整備等の理由により、実験動物施設が機器の持ち出しを要請した場合は、

すみやかに講座に持ち帰る。

10） 災害後の動物の確認

- 建物の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、管理者に対処を相談する。
- 災害の規模が大きく全動物を適正に維持することが困難と判断された場合、実験動物施設と協議の上、研究者が実験用動物を安楽死する。

11） その他

- 各自で必要と考えられる措置を実施し、管理者に連絡する。

II. 施設職員の対応

1) 身体の安全確保を行い、災害規模が小さければ初期消火等を行う。

2) 飼育作業中及び実験中の動物への対応

原則： 災害発生時には動物が飼育室あるいは実験室の外に逃亡しないよう万全を期す。

- 実験中及び飼育作業中等の動物はケージに収容し、床あるいは飼育棚に戻す。
- 麻酔下で手術中に災害が発生し、直ちに放置して避難が必要な場合、当該動物については安楽死する。

3) 使用中の機器への対応

- 運転を緊急停止する。

4) ガス･電気・水道・酸素への対応

- 直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

5) 飼育室・実験室からの脱出

- 脱出時には動物の逃亡がないよう必ず扉を閉める。

6) 災害発生の通報

- 大声で周囲に事態を知らせる。
- 被害の状況を確認し、管理者及び薬学分室職員に連絡する。
- 管理者は、実験動物管理者に災害の状況の確認を指示する。それを受け、実験動物管理者は、確認できた状況を管理者に連絡する。

7) 救出あるいは初期消火活動

- 実験動物管理者は、災害の程度が軽い場合には、管理者の指示に従い、逃げ遅れた人の救出および初期消火活動等を行う。

8) 職員・利用者の安否の確認

- 実験動物管理者は、施設利用者の状況を管理者に連絡する。
- 管理者は実験動物管理者からの状況連絡をもとに、施設利用者の安否を確認し、関係各位に連絡する。

9) 動物実験施設外への脱出

原則：施設から避難時は、動線に拘らず最善の避難経路を選択する。

- 施設外へは、近くの非常口を使用して脱出する。
- 脱出時には開けた扉は閉める。

10) 勤務時間外の対応

- 職員自身と家族等の安全確保を第一とする。
- 就実大学緊急連絡網に定められた連絡網に従って連絡する。
- 可能な限り出勤する。
- 実験動物管理者が出勤できない場合は、管理者に連絡する。

11) 災害後の安全確認と施設内の状況把握復旧作業

- 管理者指揮のもと、管理者及び実験動物管理者は被害状況及び動物の状況を把握する。
- 管理者は、災害などの緊急事態発生において、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題などの防止に努めること。
- マスコミや一般市民からの質問あるいは取材依頼等に対する対応は、関係部署の協議の上で対応する。
- 公私立大学動物実験施設協議会および文部科学省等に報告する。